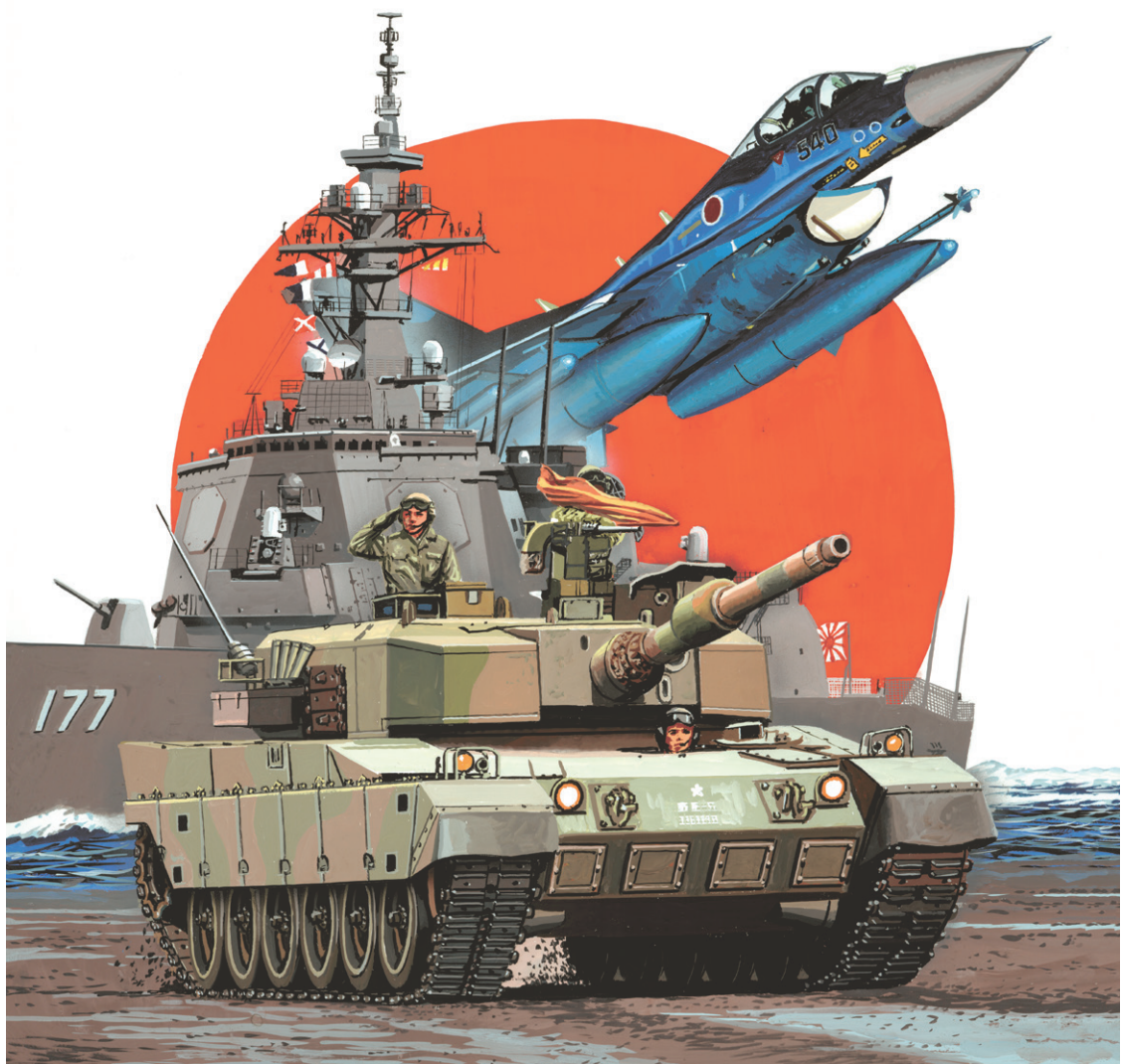


日本国憲法と自衛隊

「自分の国は自分で守ろう！」



全国防衛協会連合会

はじめに

本小冊子は、全国防衛協会連合会が、主として防衛協会会員の皆様を対象として、『日本国憲法と自衛隊』に関するご理解を深め、ひいては憲法改正に至る国民的議論の醸成を一層促進するため、有識者で編成された「憲法に関する調査研究委員会」に依頼して作成したものです。作成に際しては、国立国会図書館情報や有識者の文献等を根拠としつつ、簡潔かつ軽易に取り纏めるよう依頼いたしました。

最近の我が国を取り巻く周辺情勢は、拉致問題に加え、核兵器の保有や大陸間弾道弾の戦力化を主張しあからさまに日本を威嚇する北朝鮮の脅威、尖閣諸島を自らの領土に組み入れ強引な現状変更を試みようとしている軍事大国中国の台頭、北方領土を不法占拠し続けるロシアの復活等により、日常的に日本の安全が脅かされるという極めて深刻な状況です。現在、安全保障法制が逐次整備され、安全保障政策や体制整備等が急がれる中、憲法についても永年に亘る不毛の憲法論議を終結させ、環境変化にも適応すべく見直しを図ることは、日本の平和と独立を守るため喫緊（さしせまって大事なこと）の課題といえます。

戦後70有余年、日本国憲法第9条そのものは全く変わっていませんが、果たして、現行のままで、我が国は今後これらの深刻な事態に適切に対応し、国家、国民の平和と安寧を確保していくことができるのでしょうか。

日本国憲法改正に関わる議論が活性化してきた今日、改めて日本国憲法の誕生や再武装への経緯等を振り返るとともに、自衛隊に関わる憲法解釈の変遷等について再確認することはとても大切なことだと思います。そのうえで、なぜ、今、憲法改正が必要か、また、改正すべきであるとすればどのように改めるべきなのか議論を尽くすことは、誇りある日本の平和と独立を守るために間違いなくプラスに作用します。本小冊子をご精読のうえ、憲法改正に関わるご議論の更なる活性化を宜しく願います。

日本国憲法（抜粋）

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第5章 内 閣

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

第9章 改 正

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

日本国憲法と自衛隊

「自分の国は自分で守ろう！」

目 次

1. 日本国憲法の誕生と再武装への道	
(1) 連合国軍による完全軍事占領下の再出発	1
ア 日本占領方針とその対応	
イ 帝国陸海軍の廃止	
ウ 精神的武装解除及び民主化の強要	
(2) 日本国憲法の制定と連合国軍総司令部（GHQ）	2
ア 政府等の憲法見直し	
イ GHQ草案と日本政府の対応	
ウ 帝国議会における審議と将来の自衛力の保持	
エ 憲法改正と極東委員会の関与	
オ 占領下の新憲法の限界	
(3) 反共の壁としての再武装	4
ア 冷戦開始と日本占領政策の転換	
イ 朝鮮戦争と警察予備隊の誕生	
ウ 日本の独立復活と保安隊の誕生	
エ 日米相互防衛援助協定と自衛隊の誕生	
2. 自衛隊に関わる憲法解釈と自衛隊の歴史	
(1) 自衛隊に関わる憲法解釈	7
ア 自衛権に関わる解釈	
イ 戦力に関わる解釈	
(2) 日本国憲法と自衛隊の歴史	12
ア 湾岸戦争まで	
イ 湾岸戦争以降	
ウ 周辺情勢の変化と国家安全保障戦略の閣議決定	
エ 平和安全法制の成立	
(3) 自衛隊に対する国民の認識	14
3. なぜ、今、憲法改正が必要か	
(1) 自衛隊の存在根拠を憲法に明記すること	15
(2) 自分の国は自分で守る意識を確立させること	16
(3) 国家の最大の任務は、国家の独立を守り 国民の自由と財産を保護すること	16

（*索引：巻末 20～21頁）

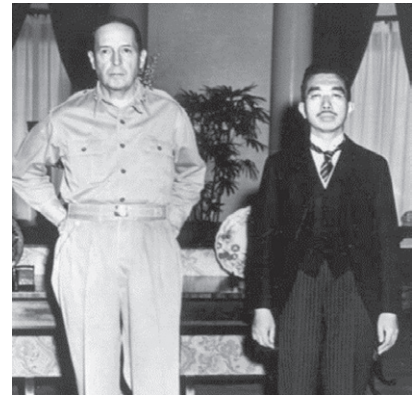
1. 日本国憲法の誕生と再武装への道

(1) 連合国軍による完全軍事占領下の再出発

ア 日本占領方針とその対応

今から150年前、日本は欧米の植民地化を避けるため、明治維新の後に軍隊を創設して自立自存を図りました。しかし、第二次世界大戦末期に広島と長崎に原爆攻撃を受け、「耐え難きを耐え、忍び難きを忍び」¹ポツダム宣言を受諾し、国家としての独立を失いました。

有史以来、初めて他民族の支配を受けた日本は、天皇陛下以下の国家統治機能全てが連合国最高司令官マッカーサー元帥の完全支配下に置かれました。² マッカーサーの占領統治は、終戦の聖断を下し、未曾有の事態に秩序を保って対処している天皇陛下を最大限利用する間接統治を基本としましたが、必要な場合は直接実力を行使し、いかなる命令をも強制することができました。³



天皇陛下とマッカーサー元帥との会見
昭和20年9月27日 東京：米国大使館

戦時国際法には、努めて被占領国の法規を尊重するとの規定⁴があるので、日本政府は主体的に占領軍に協力することにより、一方的な占領施策からの影響を局限し、明治以降の国体護持(天皇陛下の地位・権威・権能の保全)を図ろうとしました。⁵しかし、占領軍の各施策は実質的に日本を解体しようとするものであったため、憲法改定を含む大幅な改革はやむを得ない状況でした。日本政府は、降伏から昭和26年9月8日の平和条約締結まで、あらゆることにおいて連合国軍総司令部(GHQ：General Headquarters)の命令や指示を受け、その承認のもとに国家運営を行うこと以外に選択の余地はありませんでした。

イ 帝国陸海軍の廃止

連合国軍の占領目的は、日本が二度と米国及び世界の脅威とならないことを確実にすることであり、日本の将来の戦争遂行能力を完全になくすことでした。⁶

ポツダム宣言で完全武装解除を要求された日本は、昭和20年8月14日の終戦の詔勅以降、天皇陛下の命令をもって停戦、武装解除、軍人の復員などを実施しました。国内を含むアジア太平洋の広大な地域に展開していた約500万人の日本軍の秩序ある整齐とした武装解除と復員は、天皇陛下を最高統帥とする日本軍の強さを示す一端でもありました。(コラム1)

コラム1：日本軍停戦下におけるソ連軍の侵攻

昭和20年4月5日、ソ連は日ソ中立条約の破棄を一方的に通告し、8月8日に対日宣戦布告、翌9日に攻撃を開始しました。8月16日、スターリンソ連首相は北海道北部の分割占領を要求しましたが、トルーマン米国大統領は8月18日に拒否しました。ソ連軍は、8月17日からは千島列島の北端にある占守島で自衛戦闘の日本軍と激戦を交え、9月5日までに千島列島・歯舞諸島の占領を完了しました。

昭和20年12月1日の陸海軍省の廃止を以って、帝国陸海軍は歴史の幕を閉じ、日本は完全非武装国家となりました。

ウ 精神的武装解除及び民主化の強要

米国は、日米開戦後の早い時期から天皇制廃止も視野に入れた対日占領政策を検討していました。⁷ポツダム宣言等に表示された対日要求の、「国民の自由意思による民主主義の実現」「平和的

傾向を有する責任ある政府の樹立」「民主主義的傾向の復活強化」「基本的人権の尊重の確立」などは、明治以降の国家体制の大幅な変革を必要とするものでした。

また、非軍事化の要求は、明治以降の強力な日本を実現した全てを破壊するもので、軍事産業のみならず文化、宗教、教育等あらゆる分野に及び、「日本の精神的武装解除と教育改革」等として、日本の伝統的精神と価値体系に係る国民意識の改造まで徹底されました。⁸ これらは、戦争贖罪宣伝計画（WGIP：War Guilt Information Program）として、報道統制や情報統制等も含めた要領で実行されました。⁹

GHQは、このような占領政策を日本政府を通じて実施させることにより、日本人自らが日本国家を変えているという意識を植え付けさせました。¹⁰ 日本政府は、ポツダム勅令としてGHQの要求を国民に示し、また、自己規制をかけて対応しました。（コラム2）

ポツダム宣言等では、占領終結時の国家体制を、「国民意思に支持されないような政治形態は強要しない」としながらも、米国の占領目的を支持する政府を樹立させることを明示していました。

そして占領当初、GHQは、戦時下を含め日本社会や国民生活を規制していた法規の廃止、自由化を指令しました。¹¹ しかし、政治活動、市民活動、報道・出版等の自由な活動が、米国やGHQの占領施策を阻害し始めると、直ちに、活動の禁止や統制を強化しました。¹² 昭和22年1月31日には、日本共産党主導の全国規模ストライキを強制中止させる等、対日民主化政策の方向転換を明確にしました。

従って、日本国民の自由意思とは、憲法制定も含め、占領目的のために限る自由意思でした。

コラム2：ポツダム勅令（勅令第542号）

『ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件』（昭和20年9月20日）：GHQの要求に関する事項は日本政府からの命令として示すとした勅令のことです。勅令第543号で、上記の命令は、勅令、閣令、省令として示され、すべての法律に優先されました。新憲法施行以後は、勅令が廃止されたのでポツダム政令といえます。これにより、GHQは望むように日本改造を図る事が出来ました。

(2) 日本国憲法の制定と連合国軍総司令部（GHQ）

ア 政府等の憲法見直し

日本の非軍事化や米国流民主化などのマッカーサーの要求は、必然的に明治憲法の改定を必要とするものでした。終戦直後の東久邇宮内閣には、憲法改定の余裕はなく、また、政府内部で、自主的に憲法改定を検討しましたが進展することはありませんでした。その後、GHQの示唆を受けた近衛元首相や幣原内閣等が活動を始めました。¹³ しかし、最初に、GHQの示唆を受けた内大臣府等の改憲活動が、内外の反発を受けると、GHQは近衛元首相の憲法調査に関知しないと声明しました。¹⁴

政府が設置した松本烝治を委員長とする憲法問題調査会（松本委員会）は、当初、憲法改定を目的としない調査研究としていましたが、改定を視野に入れた調査へと転換し、憲法改正の基本方針である「松本四原則」のもと、昭和21年1月『憲法改正要綱』を立案しました。この案は、明治憲法をほぼ踏襲したもので、軍隊についても明記され、用語表現の修正等にとどまるものでした。（コラム3）

コラム3：松本四原則

昭和20年12月8日の衆議院で以下の4項目：①天皇の統治権総覧の堅持、②議会議決権の拡充、③国務大臣の議会に対する責任の拡大、④人民の自由・権利の保護強化を発表しました。

一方で、昭和20年末から昭和21年春にかけ、民間の憲法改正草案が次々と公表されました。その代表例が、憲法研究会の『憲法草案要綱』で、その内容に、GHQ内部で憲法改正の予備的研究を進めていたスタッフが強い関心を寄せていま

した。¹⁵

各政党も改正草案を発表し、日本自由党案と日本進歩党案は、明治憲法の根本を変えずに多少の変更を加えた程度でしたが、日本社会党案は国民の生存権を打ちだし、日本共産党は天皇制の廃止と人民主権を主張した点に特徴がありました。¹⁶

イ GHQ草案と日本政府の対応

GHQは、憲法調査に関与しないと声明したにもかかわらず、一方でGHQ自らの草案起草を急ぎました。¹⁷ 同時に日本政府に政府案の提出を要求して、昭和21年2月8日には『憲法改正要綱』を受領しました。しかし、GHQは、この日本政府案を2月13日に拒否すると共に、GHQ草案を提示し、受け入れなければ、天皇制を保証できないと通告しました。

GHQの支配下にある日本政府は、^{こくたいごし}国体護持のためにはやむを得ずとして、2月22日にGHQ草案の受け入れを決定し、GHQ草案受領から三週間後、政府案再起草から約一週間後の3月5日に『憲法改正草案要綱』の起草作業を完了しました。

GHQが制定を急がせた背景には、2月26日以降、憲法改正に関するGHQの権限が極東委員会（後述）の統制下に置かれるという事情がありました。極東委員会では、ソ連等、天皇制廃止を主張する構成国があり、天皇陛下を利用して占領目的を達成しようとするマッカーサーにとって、天皇制存続を確実にする新憲法が必要だったのです。（コラム4）

コラム4：マッカーサー三原則と戦争放棄

昭和21年2月1日に松本委員会の『憲法改正要綱』が、毎日新聞でスクープされると内容が「あまりに保守的、現状維持的なものに過ぎない」と内外から批判が起きました。マッカーサーは、試案が日本民主化に不十分で、国内世論も代表していないと判断し、憲法改正の必須要件（マッカーサー三原則：象徴天皇制、戦争放棄、封建制の廃止）をスタッフに提示してGHQ案の起草を指示しました。戦争放棄では国権発動の戦争のみならず「自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する」とされていましたが、自衛戦争放棄は非現実的であるとして、スタッフが削除しました。既に国際条約で戦争禁止を掲げた時代においても、主権国家が存続のために自衛戦争することは当然であり、この考えはのちに憲法第9条の審議にもつながりました。

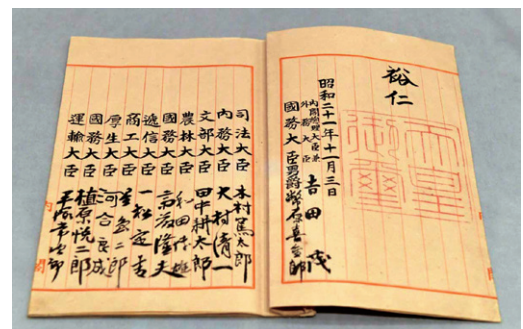
昭和21年3月6日、突然発表された『憲法改正草案要綱』とGHQの即時の支持声明は、同要綱が日本政府案として発表されながら、GHQの深い関与が明白であったため、極東委員会の批判をよびました。

極東委員会はGHQに対し、「日本国民が憲法草案について考える時間がほとんどない」という理由で、憲法改正問題について協議を要請しましたが、GHQはこの要求を拒否し、極東委員会の介入を極力排除しました。

ウ 帝国議会における審議と将来の自衛力の保持

GHQの了承を受けた『憲法改正草案要綱』は条文化されて、昭和21年4月17日に『憲法改正草案』として公表されました。その後、帝国憲法改正手続きに基づき枢密院に諮詢（意見を求める）された以降、衆議院、貴族院等の審議の後、天皇陛下の裁可（承認）を経て、昭和21年11月3日に『日本国憲法』として公布され、昭和22年5月3日に施行されました。

この間、衆議院で、国権発動の戦争とその戦力の放棄を明確にするため、第9条第2項の冒頭に、「前項の



日本国憲法原本
「御名御璽と大臣の副署」複写

目的を達するため」という所謂^{いわゆる}芦田修正を入れました。(コラム5)

また、貴族院では、芦田修正により、将来、国家保存の自然権として自衛力を持った時に、国務大臣に現役の武官（軍人）が就任できないようにするため、極東委員会の要請を受けたGHQの指示により、第66条第2項に文民条項を入れ、国務大臣はすべて文民たることと修正しました。(コラム6)

マッカーサー三原則の修正から、帝国議会の審議、GHQとの協議により、新憲法のもとでも将来的に「自衛戦争と自衛のための戦力保有」の道が残されました。

コラム5：芦田修正の意義

昭和21年8月、憲法改正草案を審議する帝国憲法改正案委員小委員会において芦田委員長が、第9条第1項を強調しようとして「前項の目的を達するため」という文言を挿入する提案をしました。この挿入は将来の自衛戦力保持に含みを持たせるといった認識にいたりしました。極東委員会で、その点を指摘され、貴族院での審議中に、GHQによる文民規定指示となりました。

コラム6：文民条項（現在、軍人ではない者）

極東委員会やGHQは、「芦田修正」により、日本が defense force（自衛力）を保持できると結論しました。そこで、GHQは極東委員会からの要請を受け「国務大臣はすべて civilians（文民）たることを要する」と日本政府に指示し、貴族院の審議において、第66条第2項に国務大臣は文民、すなわち非軍人でなければならないと修正しました。civilians を翻訳するときに「現在、軍人ではない者」に相当する訳語として、「文官」「地方人」「凡人」「平人」「文化人」「文人」などの候補が挙げられて検討され、文民を造語しました。

エ 憲法改正と極東委員会の関与

極東委員会は、昭和20年12月26日に設置された、日本占領管理に関する連合国最高政策決定機関であり、憲法改正については米国政府やGHQに優位権を持っていました。(コラム7)

そして、「新憲法採択の諸原則」¹⁸「日本の新憲法についての基本原則」¹⁹「文民条項」²⁰「新憲法施行後1年を経て2年以内に再検討する」²¹等の政策を決定し、GHQを通じて憲法改正に関与しました。しかし、強く介入すれば、ポツダム宣言に示した

「日本国国民が自由に表明した意思による平和的傾向の責任ある政府の樹立」を阻害することとなり、また、マッカーサーの思惑もあり、その影響は抑制されました。

コラム7：極東委員会

アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国、インド、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンの11か国（後にビルマ、パキスタンが加入）から構成されました。極東委員会の決定政策は、アメリカ政府を通じてGHQ司令官に伝達されました。マッカーサーは、憲法改正等の占領施策に出来るだけ、極東委員会の影響を避けようとしていました。

オ 占領下の新憲法の限界

日本政府は、「日本国憲法」公布後、国民に新憲法の精神を普及することを目的として、「憲法普及会」を組織し、GHQの指導のもと様々な啓蒙普及活動を展開しました。

昭和22年5月3日の憲法施行に先立ち、施行に必要な皇室典範、国会法、内閣法、裁判所法、地方自治法などが改正又は新たに制定され、刑法、民法などの規定が改正されました。また、明治以降強調されていた日本精神を謳った教育勅語も廃止され、新たに教育基本法が制定されました。

しかし、新憲法が施行されても日本の占領状態は変わらないため、GHQの指令によって作られた法律や規則等は、『日本国憲法施行の際に現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律』により対象外でした。依然として、憲法を含む法規は、占領施策目的達成のためGHQによる統制下でした。

(3) 反共の壁としての再武装

ア 冷戦開始と日本占領政策の転換

米国が当初考えていた占領目的達成後の日本は、軍事力を一切保有せず、自国の安全を昭和20年10月に設立された国連の集団安全保障機能に委ねるものでした。

しかし、第二次世界大戦末期から見え始めたソ連の各種の要求は、次第に、共産主義陣営と自由主義陣営の対立となり、昭和21年3月のチャーチル元英国首相の「鉄のカーテン演説」で冷戦(COLD WAR)として世界に知られました。²² 昭和22年3月にトルーマン米国大統領は、「共産主義との対決」²³を発表し、昭和23年1月には米陸軍長官が、「日本を反共の壁にする」²⁴と演説しました。(コラム8)

昭和23年6月には、ソ連によるベルリン封鎖などの実行使も始まり、米国は、日本を自由主義陣営に取り込むため経済的復興支援及び非軍事化見直しを検討しました。そして、占領開始以来の『降伏後に於ける米国の初期の対日方針』を大きく転換して、昭和23年10月に『米国の対日政策に関する勧告』²⁵を策定しました。

一方、日本政府も、冷戦により国連の集団安全保障が機能しない場合を想定して、米国による安全保障を考えていました。

イ 朝鮮戦争と警察予備隊の誕生

昭和24年10月1日に中華人民共和国が成立し、4か月後の中ソ友好同盟相互援助条約では日本が仮想敵国と名指しされました。韓国や日本国内で共産主義運動の活発化により治安状況の緊張が高まっているとき、昭和25年6月25日に朝鮮戦争が勃発^{ぼっぱつ}しました。米軍を主力とする在日占領軍は朝鮮半島に出動し、国内治安維持は警察力のみとなりました。(コラム9)

マッカーサーは、昭和25年7月8日、悪化する国内治安状態に対処するため、事変・暴動等に備える治安警察隊として警察予備隊(7万5千名)の創設と海上保安庁の増員(8千名)を指令しました。

これは先に変更した、『米国の対日政策に関する勧告』に示された、日本の国内警察力の強化等の一つであり、政府は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するのに必要な限度内で、国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため、昭和25年8月10日に警察予備隊を編成しました。

コラム8：ソ連の共産主義運動と米国の対応

米国は当初、ソ連に対する警戒心はなかったと思われ、戦争中は多くの軍事支援を行っていました。しかし、ヤルタ会談やソ連占領地域の政治体制のあり方などから、共産主義の拡張に対する危惧を抱き、共産化を防ぐため西欧諸国に対する経済的、軍事的支援を強化しました。極東においても、中国、朝鮮半島、日本における共産主義運動の活発化に危機感を抱いていました。

コラム9：朝鮮戦争勃発前の国内の治安状況

朝鮮戦争勃発の昭和25年元旦にマッカーサーは、日本国憲法は自衛権を否定せずと声明して再武装を促しました。また、5月3日には、共産主義陣営による日本侵略の恐れを警告し、日本共産党がそれに協力していると非難、同党の非合法化も検討するとの趣旨の声明をしました。北朝鮮が侵攻する1箇月ほど前には、日本共産党支持のデモ隊と警備の占領米軍が皇居前広場で衝突し国内治安が緊張状態になりました。



昭和25年の年警察予備隊員募集の新聞広告

警察予備隊に国防任務はありませんでしたが、訓練自体は米軍の顧問団が実施しました。

ウ 日本の独立復活と保安隊の誕生

日米両国は、昭和26年9月の平和条約締結にともない占領軍が撤収した場合、日本を守る軍事力がなくなるので、『日米安全保障条約(旧)』を結び、占領米軍を在日米軍として駐留を続けさせました。(コラム10)

この条約により、米国は「望む数の兵力を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利」を確保し、日本国内の内乱にも介入できました。日本は、独立復活とはいえ、軍事力がないたため治安維持も含めて、国の安全を米国に委ねる「半独立国家」の状態でした。

一方、占領間にGHQ命令で制定された政令の廃止処置として、昭和27年7月31日警察予備隊令を廃止して保安庁法を制定し、警察予備隊を改編して保安隊を創設しました。保安隊の行動は「非常事態に際しての治安の維持」とされ、警察予備隊と同じく国防の任務はありませんでした。

エ 日米相互防衛援助協定と自衛隊の誕生

米国は共産主義陣営に対抗するため、昭和26年10月、相互安全保障法（MSA：Mutual Security Act）を定め、自由主義諸国への軍事・経済等の援助の条件として、被援助国に防衛力強化の義務を負わせました。

日本は経済的復興を優先したいために、援助を受ける条件として自衛隊を創設することを約束し、昭和29年3月に日米相互防衛援助協定（MDA協定）を締結しました。日本は、協定締結に先立ち、防衛努力よりも経済発展を優先することを明確にしたのです。（コラム11）

昭和29年6月9日、防衛庁設置法（保安庁法の全部を改正するもの）と自衛隊法が公布され、同年7月1日保安隊を改組して、戦後初めての国防任務を付与した自衛隊を創設しました。

日本は再独立にあたり、軍備を放棄して、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、国家の安全と生存を保持しよう」と決意（憲法前文）しましたが、国際社会の情勢は、それを許しませんでした。（コラム12）

国際社会では、主権国家として、自らの国は自らの力で守ることが当然のことなのです。

コラム11：日米相互防衛援助協定と自衛隊

MDA協定締結に当たり、外務省は在日米国大使館に対し、米国相互安全保障法の日本適用解釈を問い合わせ、「自国の防衛力を増進し、かつ、維持することという要件は、日本については、国内の一般的経済条件の許容する限度内で、かつ、政治的及び経済的安定を害することなく、これが実現されれば足りるものである」との確認をしました。

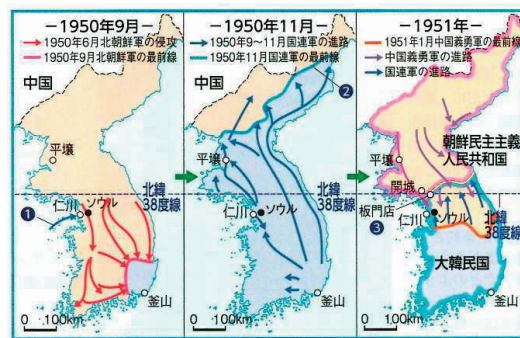
その結果、MDA協定に、「（前略）日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有するとの確信を再確認し、（中略）直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うこと（中略）。第8条 日本国政府は（中略）アメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づいて負っている軍事的義務を履行することの決意を再認識するとともに、自国の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲で（中略）自国の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となる（中略）合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適当な措置を執るものとする」と規定されました。

コラム12：憲法と防衛二法（防衛庁設置法、自衛隊法）の関係

防衛二法の国会審議において、憲法違反ではないかという質問に対し、「我が国が独立国家である以上は、外敵に対し正当防衛の措置を講ずるということは、独立国として固有の権利であって、憲法上禁止されておる戦力に達しない程度の自衛組織を持つことは何ら憲法違反ではない。新憲法制定当時は成るほど高遠な理想の下に戦力放棄の条文ができたのではあるが、その後内外の情勢は、深刻な変化を展開して参っており。防衛二法案の定めるところによって、我が国の平和と独立を護り、国の安全を保つために日米安全保障条約の範囲内において適当な自衛措置を講ずるということは、何ら憲法に違反するものではない。自衛力を漸増すると申しても、無制限に増強し得るものではないので、一に国力と外界の事情如何によることであつて、今はこの程度が我が国のなし得る限度であろうと思う」と吉田総理は答えています。

コラム10：日米安全保障条約（旧）と保安隊創設

日米安全保障条約は、前文と5箇条からなり、米軍が引き続き日本国内に駐留し続けることが骨子でした。条約の期限は無く、駐留以外に日本への援助の可能性には触れていますが、日本防衛義務は記述されていません。逆に、内乱対応への記述がありました。昭和27年8月1日保安庁が設置され、警察予備隊及び海上保安庁海上警備隊を保安庁に編入して、10月に保安隊、警備隊として改編し、隊員の呼称も警察官から保安官、海上警備官から警備官となりました。



2. 自衛隊に関わる憲法解釈と自衛隊の歴史

(1) 自衛隊に関わる憲法解釈

ア 自衛権に関わる解釈

(ア) 自衛権とは

自衛権とは、外国からの急迫又は現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利²⁶との解釈があります。そのため、その保持についても、自衛権が武力行使を伴う性質のものである以上、戦力不保持を定めた憲法の下では実質的に放棄されているとする見解もありますが、憲法第9条により自衛権までもが否定されるものではないと解するのが判例・多数説・政府見解の立場であり、政府は次のような見解（政府答弁書昭55.12.5）を述べています。

「憲法第9条第1項は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められているところであると解している。政府としては、このような見解を従来から一貫して採ってきているところである。」

一方、憲法第9条第1項に関わる異なる解釈が存在するが故に、自衛隊を違憲だとして訴訟を起こす事例もあります。それらの判決の中では、自衛隊の違憲性は裁判所の審査対象外とされたものの、憲法第9条により自衛権までもが否定されるものではないと解された判例があります。百里基地訴訟もその一例です。（コラム13）

コラム13：百里基地訴訟第2審判決（東京高判昭56.7.7）

航空自衛隊百里基地の予定地内の土地を所有していた原告は、基地反対派住民である被告との間に土地売買契約を締結していましたが、代金支払いをめぐるトラブルから、防衛庁に当該土地を売却し、被告との間の売買契約の解除、所有権移転仮登記の抹消等を求めました。これに対し、被告が自衛隊の違憲を主張した事件です。

水戸地裁は第一審（昭和52年2月17日）で、「第9条は自衛のための戦争までを放棄したものではない」とし、「自衛隊は一見明白に“戦力”だと断定できない」としましたが、「自衛隊の違憲性は裁判所の審査対象とすることはできない」と判断、統治行為論を適用し、自衛隊に関して合憲とも違憲ともしませんでした。したがって、自衛隊の違憲性を求めた基地建設反対派の住民は敗訴となりました。第二審においても基地反対派の住民は敗訴となり、最高裁でも、第二審の判断を支持、憲法判断は不必要とし、基地反対派の住民の上告を棄却しました。

(イ) 自衛権の発動としての武力の行使

憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、① 我が国に対する急迫不正の侵害があること、② これを排除するために他の適当な手段がないこと、③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という三要件に該当する場合に限られると解しており、これらの三要件に該当するか否かの判断は、政府が行うことになると考えています。（政府答弁書 昭60.9.27 及び 衆予算案 昭45.3.18）

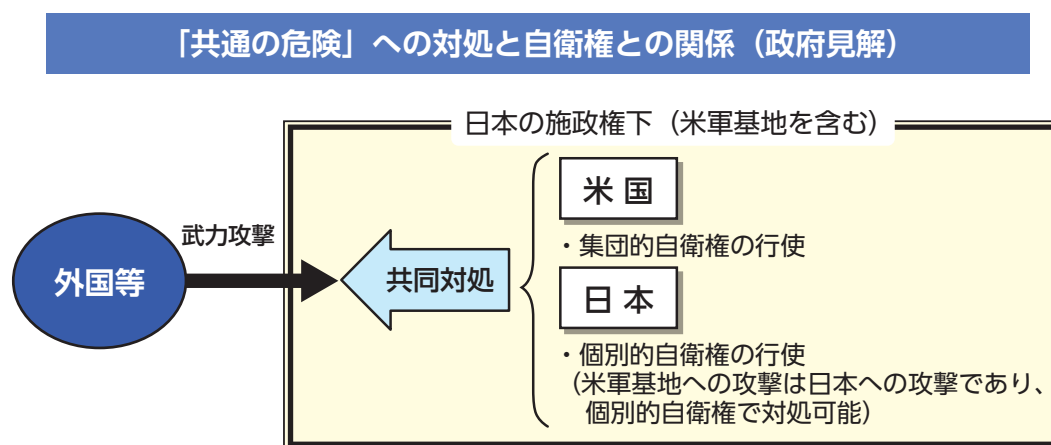
一方、自衛権の発動として武力を行使するに当たって、①防衛行動以外に手段がなく、そのような防衛行動をとることがやむを得ないという「必要性の要件」、②外国から加えられた侵害が急迫不正であるという「違法性の要件」、③自衛権の発動としてとられた措置が加えられた侵害を排除するのに必要な限度のもので釣り合いがとれていなければならないという「均衡性の要件」の三つの要件が必要という学説²⁷もあります。

また、自衛権行使の地理的範囲について、政府は、「必ずしも我が国の領域に限定されず、自衛権行使に必要な限度内で、公海及び公空（ママ）に及ぶ」とし（政府答弁書昭60.9.27）、また、「外国からの急迫不正の侵害により我が国が滅亡の危機にある場合において他に方法がないときに、外国領土にある敵基地を攻撃することは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」とする（衆・内閣委昭 31.2.29 鳩山内閣総理大臣答弁（船田国務大臣代読））と見解が示されております。



昭和32年3月26日
防衛大学校第一期学生卒業式で訓示する吉田茂総理

更に政府は、駐留米軍基地が攻撃を受けた場合には日本が防衛行動をとり得るとし、その理由について、「このような攻撃は日本領域に対する侵犯であり、日本に対する攻撃に他ならないため、これに対処する行動は憲法で許容された個別的自衛権の行使である」との見解を述べており（参・予算委昭 43.8.10）、我が国に対する日米共通の脅威への対処と自衛権の関係を下図のように示しています。



出典：衆憲資第33号「憲法第9条（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認）について～自衛隊の海外派遣をめぐる憲法的諸問題」に関する基礎的資料

以上のように、自衛権の保持及び自衛権の行使としての自衛行動については、憲法上認められているとの見解を政府は明確に示しているものの、憲法に自衛権の言葉がなく、国民がそれらを容易に読み取れないことも課題といえます。

(ウ) 交戦権

憲法第9条第2項後段においては、「国の交戦権は、これを認めない」と定められています。交戦権の意味は必ずしも明確ではなく、学説上も、国家が戦争を行う権利そのものを意味とする見解²⁸、戦時国際法上の交戦者の諸権利の総体を意味とする見解²⁹及びその両者を含むとする見解³⁰の3説等に分かれているとされますが、政府は、2項目の「交戦国としての権利」との立場から、次のような見解を述べています（政府答弁書昭 55.12.5）。

「憲法第9条第2項の『交戦権』とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称を意味するもので、このような意味の交戦権が同項によって否認されていると解している。他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の武力を行使することが当然に認められているのであって、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。」

従って、政府は、「自衛権行使に伴う相手国兵力の殺傷及び破壊と交戦権行使に伴うそれとを峻別した上で、自衛権として認められる限度内のものであれば許されるとする（政府答弁書昭56.4.16）とし、なお、このように解する場合であっても、国際法上の交戦国としての待遇を受け、また、侵略軍の兵士を捕虜にしたときには、その捕虜の取扱いについて、戦時国際法及び国際人道法の適用があるとする。」との見解を示しています。（衆・内閣委昭 53.8.16）

しかし、実際には自衛権行使に伴う相手国兵力の殺傷及び破壊と交戦権行使に伴うそれとの峻別が困難であり、認められていない国の交戦権の解釈を困難にしているものと思われます。

(エ) 集団的自衛権

集団的自衛権とは、他の国家が武力攻撃を受けた場合、当該国家と密接な関係にある国家が被攻撃国を援助し、共同して防衛に当たる権利をいいます³¹。国連憲章第51条では、個別的自衛権のほか、集団的自衛権も、各国の「固有の権利」として定められています。

集団的自衛権について、政府は、「これを有してはいるが、その行使は自衛のための必要最小限度を超えるものであって認められない」との見解を述べていました（政府答弁書昭 56.5.29）。

しかし、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これを排除しないと我が国の安全を確保できない場合において、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容される」との判断に至り、平成26年7月1日の閣議により、集団的自衛権の行使が限定容認されました。（コラム14）

コラム14：集団的自衛権の限定容認

・「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日の閣議決定）

憲法第9条の下で許容される自衛の措置

「これまでの政府は、この基本的な論理の下、「武力行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。（中略）こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、必要最小限度の実力を行使することは従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるべきであると判断するに至った。」

(オ) 海外における自衛隊の活動

政府はPKOへの参加にあたり、海外派兵と海外派遣との関係等について、以下のように答弁しています。（政府答弁書 昭55.10.28）

「いわゆる海外派兵とは、一般的に武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することと説明されているが、このような海外派兵は、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。これに対し、いわゆる海外派遣については、従来これを定義づけたことはないが、武力行使の目的を持たないで部隊を他国へ派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えている。」

次に、集団安全保障への参加については、政府は「我が国は国連加盟国でもあり、集団安全保障に係る措置のうち憲法に反しない範囲で国連憲章上の責務を果たしていく」との見解を示しています。また、「多国籍軍への参加については、武力行使を目的としていわゆる多国籍軍の一員

として参加すること、また、当該多国籍軍の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、参加に至らない協力については、そのすべてが許されないわけではなく、当該多国籍軍の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許される」という見解も示しています。³²

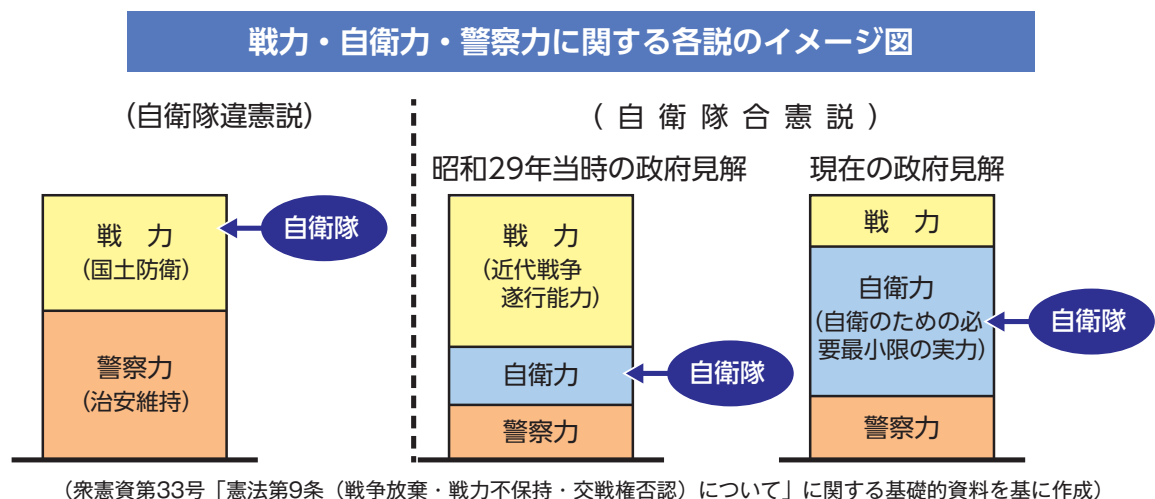
更に、「他国による武力の行使と一体となす行為であるかどうか、その判断に当たっては、①地理的關係、②支援活動の内容、③武力行使等の任にある者との関係、④武力行使等に係る活動の現況等の諸般の事情を総合的に判断されるべきものである」との政府見解を示しています。³³

イ 戦力に関わる解釈

(ア) 戦力の定義

憲法第9条第2項において、保持しないと宣言した陸海空軍その他の戦力について、政府は、昭和25年当時は近代戦争遂行能力という言葉で説明していましたが、その後、それでは言葉を単に言い換えただけに過ぎないなどとして、自衛に必要な最小限度を超える実力と解することが論理的であるとしています。「その理由は、①憲法上の実質的の意味を表現すべきであること、②近代戦争遂行能力という表現は抽象的であること、③後者の方が論理的であることを挙げた上で、両説は、単に言い方の違いに過ぎないとする」（参・予算委昭 47.11.13 吉国内閣法制局長官答弁）としています。

また、「何が自衛のための必要最小限の実力に当たるかは、具体的にはそのときどきの国際情勢で決めていくほかはない³⁴、あるいは、国内、国情あるいは世界情勢、科学技術の進歩等によって決めるべき³⁵として、相対的なものである」とされています。政府見解で示す戦力・自衛力・警察力のイメージは下図のようになります。



(イ) 自衛権行使のために保有できる兵器

政府答弁書（昭44.4.8）によれば、「性能上純粋に国土を守ることにのみ用いられる兵器の保持が憲法上禁止されていないことは、明らかであるし、また、性能上相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器の保持は、憲法上許されないものといわなければならない」とされており、また、衆・予算委員会提出資料（昭53.2.14）には「大陸間弾道ミサイルや長距離戦略爆撃機等はいかなる場合においても、これを保持することは許されない」との見解が述べられて

います。

核兵器の保有については、政府は「憲法第9条は、一切の核兵器の保有及び使用をおよそ禁止しているわけではないと解されるが、(中略)現に我が国は、そうした政策的選択の下に、非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器の不拡散に関する条約により一切の核兵器を保有し得ないこととしている」と見解を示しています³⁶。

憲法上保有する自衛力は、自衛のための必要最小限度であり、その具体的な限度はその時々国際情勢、軍事技術の趨勢その他の諸条件によって左右される相対的な面を有するものです。

一例として、戦闘機の空中給油装置装備に対する見解が、情勢により異なった事例があります。F-4戦闘機の導入にあたって「同機の行動半径の長さを勘案すればいわゆる爆撃装置を施したままでは他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるようなものとの誤解を生じかねないとの配慮の下に、同機には同装置を施さない」との昭和47年のFX選定の際の政府見解に基づき、爆撃装置を外すとともに空中給油装置をも取り外しました。一方、F-15戦闘機の導入に当たって、昭和53年に、防衛庁(当時)が「F-15戦闘機は、対地攻撃能力が限定的であり、他国に脅威を与えるものでなく、また、空中給油装置は当面使わないものの、将来の運用の可能性のために取り付けられたまま導入する」と説明し³⁷、空中給油装置を付けたまま導入しています。

最近では長距離巡航ミサイルの導入に向け、小野寺防衛大臣が平成29年12月8日の記者会見で、戦闘機用の長距離巡航ミサイル導入に向けた関連予算を平成30年度予算案に計上する方針を正式に発表しました。その理由を、「相手の探知範囲や射程の圏外から日本に侵攻する部隊に対処することで、より効果的かつ安全に作戦を行えるようになる」と語り、一方で、「敵基地攻撃能力は米国に依存しており、長距離巡航ミサイル導入は専守防衛に反しない」と強調しています。

(ウ) 駐留米軍の合憲性

日米安保条約は、昭和27年、連合国による日本占領を終結させるためのサンフランシスコ平和条約と同時に締結されました。同条約では、日本が主権国として「国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること」及び「集団的安全保障取極を自発的に締結することができること」(第5条)が明記されるとともに、二国間の協定に基づく「外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留」(第6条)を妨げるものではないとされました。

昭和35年に発効した新安保条約では、「日本の施政権下にある領域への武力攻撃に対しては日米が共同で対処すること」(第5条)、「極東における平和と安全の維持及び相互防衛のため、米軍を日本国内に配備する権利を米国に認めること」(第6条)等が定められており、それを根拠に、米国の陸海空軍が日本における施設及び区域を使用することが認められています。憲法第9条第2項の「保持しない」の主語は憲法第9条第1項の「日本国民」であり、したがって、外国軍隊が条約に基づいて日本に駐留することは、当該外国軍隊を日本が保持するものではない以上、違憲とならないとする見解³⁸に基づきます。

一方、憲法の徹底した平和主義の立場からすれば、特定の外国軍隊の駐留を認めるための政府行為は、憲法適合性を問われ得るとする見解³⁹があります。

砂川事件においては、最高裁が、憲法第9条第2項において禁止されている「戦力」とは「我が国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力」をいうとする解釈を示すとともに、日米安保条約は「主権国としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有」し、「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」にあるとした上で、同条約は「一見極めて明白に違憲」とは認められないと判示しました(コラム15)。

コラム15：砂川事件判決（最大判昭34.12.16）

日米安保条約に基づく行政協定の実施の一環として駐留米軍が使用する立川飛行場を拡張する目的で東京調達局が測量を実施した際、基地拡張に反対する者が同飛行場周辺に集合して測量反対の氣勢を上げ、そのうち数名の者が境界柵を破壊し、同飛行場に立ち入った。これらの者は、日米安保条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法に違反したとして起訴された。

第1審の東京地裁は、駐留米軍が憲法第9条第2項の「戦力」に該当して違憲である旨判示したが、これに対し、検察側は、直ちに最高裁に跳躍上告を行った。

最高裁は、駐留米軍は「戦力」には該当せず、また、日米安保条約は高度の政治性を有するものであって、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査にはなじまない性質のものであると判示し、原判決を破棄差戻した。

(2) 日本国憲法と自衛隊の歴史（細部は別表「日本国憲法と自衛隊の歴史」参照：19頁）

ア 湾岸戦争まで

昭和32年5月20日、国防会議決定及び閣議で決定された国防の基本方針において、「外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する」とありますが、外部からの侵略への対応のための自衛権発動要領等は十分に具体化されていませんでした。

昭和38年には統合幕僚会議において、非常事態に対する日本防衛のための自衛隊の運用並びにこれに関連する諸般の措置及び手続きを統合の立場から研究することを目的とした、いわゆる三矢研究が実施されましたが、その成果がすぐに生かされることはありませんでした。（コラム16）

昭和53年には、栗栖統合幕僚会議議長が「自衛隊が超法規的行動をとることもあり得る」といういわゆる超法規的発言により解任されましたが、その2日後には、福田赳夫首相が防衛庁に有事立法の研究を命じています。そして、同年11月には、日米ガイドラインが了承され、日米間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させることになります。

コラム16：三矢研究

昭和38年に自衛隊統合幕僚会議が作戦研究で極秘に行っていた机上作戦演習（シミュレーション）で、正式名称は昭和三十八年度総合防衛図上研究。名前の由来は「三十八年の研究」であることと、毛利元就の「三本の矢」の故事にならい、陸海空三自衛隊の統合という意味から名づけられたといわれている。

イ 湾岸戦争以降

平成2年、湾岸戦争勃発以降、PKO協力法、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態法）、テロ対策特別措置法、事態対処法、イラク人道復興支援特別措置法、有事関連7法（米軍行動関連措置法、捕虜取扱い法、国際人道法違反処罰法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、国民保護法）等が制定されました。

また、日米ガイドラインについても平成9年に見直しが行われ、冷戦後の周辺事態対応の実効性の向上が図られました。これらの法成立等に伴い、自衛隊の活動内容や活動範囲も大きく変遷してきました。

ウ 周辺情勢の変化と国家安全保障戦略の閣議決定

平成25年12月17日には「国防の基本方針」に変わって、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策に関する基本方針を定める「国家安全保障戦略」が閣議決定されました。その中に、日本の国益と国家安全保障の目標とともに、日本がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチが明記され、特に我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築については以下のように示されて

います。

「統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、政府機関のみならず地方公共団体や民間部門との間の連携を深めるなど、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制を平素から構築していく。その中核を担う自衛隊の体制整備に当たっては、本戦略を踏まえ、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を含む計画体系の整備を図るとともに、統合的かつ総合的な視点に立って重要となる機能を優先しつつ、各種事態の抑止・対処のための体制を強化する。」

また、社会基盤の強化として、「国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識することが不可欠」であり、「諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養う」とともに、「領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組等を推進する」ことと示されています。

ここでは、政府機関のみならず地方公共団体や民間部門との間の連携を深めるなど、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制の構築が明記されています。

エ 平和安全法制（『平和安全法制整備法』・『国際平和支援法』）の成立

平成26年7月1日には、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に適切に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならないとの政府見解に基づき、速やかに整備する旨の閣議決定がなされました。その決定内容は、以下の4点に集約できます。

1点目は、武力攻撃に至らない侵害へ対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関との緊密な連携を強化させ、命令発出手続を迅速化するとともに、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合の自衛隊の対応も含めて整備すること。

2点目は、国際社会の平和と安定へ一層の貢献をするため、他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備をするとともに、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの警察的な活動ができるよう法整備を行うこと。

3点目は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると解釈すること。

そして、4点目は、政府として、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始し、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、審議すること。

以上の閣議決定を受け、平成27年9月19日には平和安全法制整備法・国際平和支援法（平和安全法制）の成立により、自衛隊の活動は様々な事態に対して一層シームレスに対応できるようになりました。

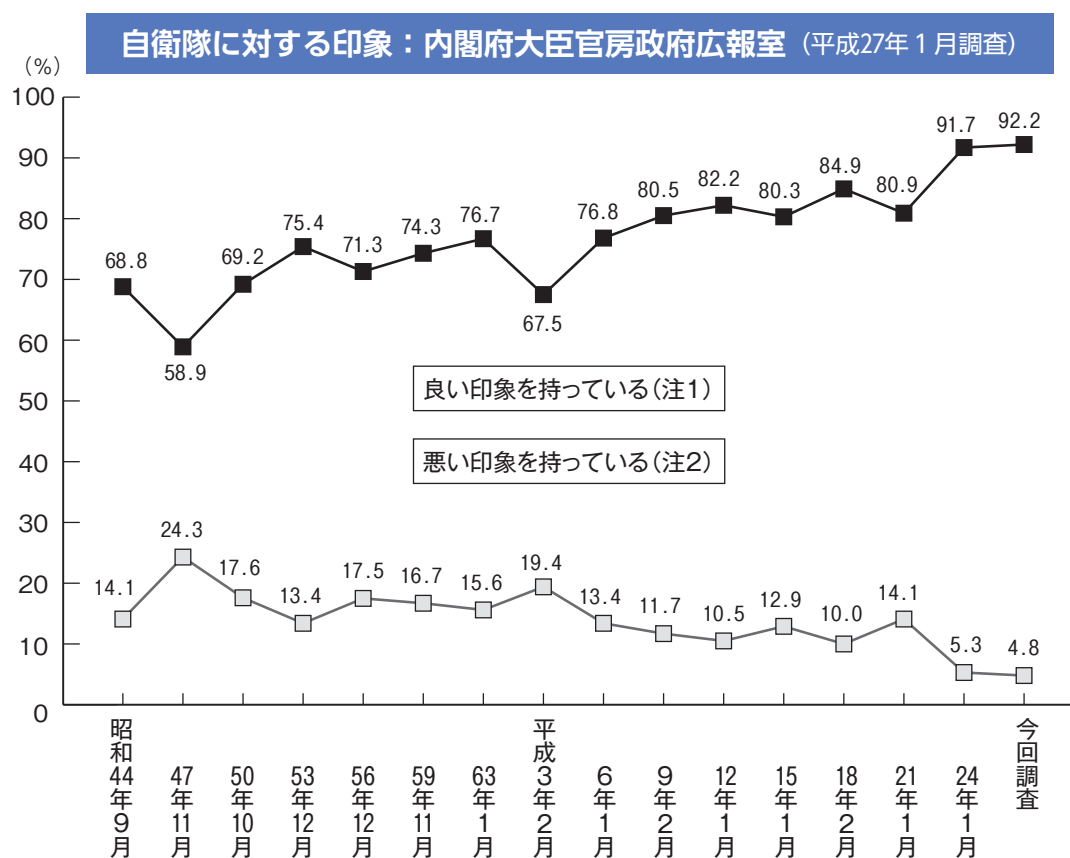
(3) 自衛隊に対する国民の認識

自衛隊は各種法制を厳格に遵守^{じゅんしゆ}しつつ、各種災害派遣、対領空侵犯措置任務、弾道ミサイル防衛、海上警備行動等、様々な任務を遂行してきました。特に平成4年のPKO協力の成立以来、自衛隊は海外でも活躍し、そのプロフェッショナル性を高く評価されています。国内においても、近年は周辺事態法（現・重要影響事態法）、事態対処法、国民保護法、そして平和安全法制整備法・国際平和支援法（平和安全法制）が成立するとともに、国防の基本方針に変わって「国家安全保障戦略」が策定され、限定的な集団的自衛権行使の容認も閣議決定されるに至りました。安全保障環境の変化に伴う自衛隊の任務拡大への対応が求められるとともに、国民の自衛隊に対する期待は一層高まっています。

平成27年度内閣府大臣官房政府広報室の調査結果（下図：自衛隊に対する印象）を見ると、自衛隊に対する国民の期待と関心がいかに高いものか分かります。

一方、NHKのアンケート調査⁴⁰によれば、「自衛隊は憲法で認められるか」という問いに対し、「認められる」と回答した割合は未だ62%にとどまっています。憲法第9条、とりわけ「自衛権」と「戦力」に関する異なる解釈が未だ多く存在することにより、自衛隊の今迄の実績は評価するものの、自衛隊の存在が真に合憲なのか、交戦権を保有しない我が国が憲法上問題なく自衛権を発動し、自衛行動を完遂できるのか等の疑義を感じている国民も少なからず存在しているのではないのでしょうか。

自衛隊に対する国民の関心も高まり、憲法改正案が発議されようとしている今こそ、国民投票に備え、これらの疑義を解消するような憲法のあるべき姿について大いに議論する必要があります。



（注1）平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象は持っていない」の合計となっている。

（注2）平成18年2月調査までは、「良い印象は持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計となっている。

3 なぜ、今、憲法改正が必要か

自衛隊は、創立当初から、戦争放棄や戦力の不保持などを定めた憲法第9条の下、いわゆる一般的な軍隊とは明確に区別された「自衛のための必要最小限度の実力を持つ組織」として位置づけられてきました。そして、専守防衛という基本的方針のもと、力の空白を作らない基盤的防衛力として、国内における諸活動を中心に、米ソ冷戦時代の日本の防衛に寄与してきました。

その後、平成3年の湾岸戦争をきっかけに、ペルシャ湾への海上自衛隊掃海隊派遣を始めとして、カンボジアへの国連平和維持活動(PKO)など、海外への派遣等も積極的に実施してきました。

つまり、自衛隊は、直接的な脅威から我が国を守るのみならず、国際社会の平和構築等に貢献するため、国連など国際社会からの派遣要請等（主として後方支援分野等）に積極的に応じてきたのです。これらは普段から国際社会とともに国際安全保障に関与していないと、もし我が国に何かあった場合、誰も助けてくれないことになるからです。

このような我が国の防衛力の役割の変遷は、17頁の『防衛力の役割の変化』に示す通り、国際情勢に対応してその都度作られてきた防衛計画の大綱の変遷にみることができます。

更に平成27年9月には平和安全法制が成立し、南スーダンに派遣した陸上自衛隊の部隊に駆け付け警護などの任務が付与されたほか、海上自衛隊による米艦防護や北朝鮮のミサイル警戒にあたる米海軍のイージス艦への燃料の提供等といった新たな任務が行われています。

全国防衛協会連合会は、国を愛し、自衛隊の健全な発展を願う民間有志の集まりであり、各都道府県防衛協会の連合体として発足以来、防衛意識の高揚と自衛隊への支援・協力を目的に全国運動を展開してきました。この活動の一環として、一市民の立場から我が国の防衛を真摯に考え、感じた素朴な疑問・課題を取りまとめ、政府及び関係方面に要望書として毎年訴えてまいりました。

連合会発足以来訴えてきた要望の第一が、憲法改正に至る国民的議論の醸成（機運をつくり出すこと）を積極的に図るということでした。その活動を推進する上での基本的な考え方は以下の通りだと考えます。

(1) 自衛隊の存在根拠を憲法に明記すること

自衛隊員は「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえる」と、服務の宣誓をしています。自衛隊員は、まさに、命を賭してこの美しい日本を守ってきたのです。しかし、一部の憲法学者等の間からは、未だに「憲法を文字通りに読めば、自衛隊は違憲としか言えない」という主張が聞こえてきます。いまや、自衛隊に対して92%を超える国民が自衛隊の存在を認め、良い印象を持っているのです。その自衛隊がもし憲法違反であるとするなら、国民意識が反映できるように憲法改正を図ることこそ、立憲民主主義国家としてのあるべき姿ではないでしょうか。自衛隊創設以来、命を賭して我が国を守っていることの正当性を憲法に明文化し、国民意志を明確にすることが、ひいては我が国の平和と独立を守ることに繋がるのです。

我が国の自衛隊は、いまや世界最新鋭のイージス艦や要撃戦闘機を有するなど、通常戦力の世界でもトップレベルにあるといわれています。自衛隊員の能力、練度及び士気などいずれをとっても外国の軍隊に遜色^{そんしよく}はありません。国際社会の要請により海外派遣された自衛隊は、世界から当然軍隊として扱われています。それを自衛隊は憲法上、戦力ではなく必要最小限度の能力をもって自衛行動をする組織であると位置づけられ、軍隊ではないと説明するのは、民間人の視点から見ても正直理解しづらいといわざるを得ません。

憲法第9条をめぐる長年の不毛な憲法論争に終止符を打つためにも、まずは速やかに憲法第9

条に自衛隊の法的地位を明確にする必要があります。

(2) 自分の国は自分で守る意識を確立させること

日本国憲法には、自分の国は自分で守るという大事な理念が明確に謳^{うた}われていません。これは憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分や、陸海空軍その他の戦力の不保持、交戦権の否認を規定した憲法第9条第2項とも関係があります。

国を守ることは自衛隊だけの仕事ではありません。自衛隊だけで国は守れません。国民自ら国を守るという気概が不可欠です。政治、経済をはじめあらゆる分野でそれぞれが国の守りを認識し、当事者意識をもって行動する必要があります。家庭は家族で守り、国家は国民が守るという意識を明確にすることは近代国家の憲法として基本的にとっても大切なことではないでしょうか。

国の安全保障戦略に基づき、国際情勢に即して防衛体制を適切に確立・維持していく上で、国民の国防意識の高揚は極めて重要なことなのです。(コラム17)

(3) 国家の最大の任務は、国の独立を守り 国民の自由と財産を保護すること

日本国憲法と同様、戦後作られたドイツ憲法は現在まで60回の憲法改正がなされています。そのなかで、ドイツは初代首相アデナウワーの強いリーダーシップの下、占領の早期終結と主権の回復のため憲法を改正し、憲法制定後わずか7年の1956年に本格的な軍隊の保持を、さらに1968年には緊急権（緊急事態条項）を導入しました。これらによって西ドイツは名実ともに独立国家となったのです。

国外からの侵略や拉致・人質事件を未然に防ぎ、万一それらが起きたときは全力を挙げて国民の生命・自由・財産を守ることが国家の使命なのです。

戦争のみならず、テロ、大規模災害などの非常事態に対処するため、場合によっては、居住や移転の自由など国民の一部の権利等が一時的に制約されることがあるかもしれませんが、これらは、国民を保護し、事態に迅速・適切に対応するためやむを得ないことでもあります。ちなみに、これらのことは、国際社会の多くの国で、憲法上、緊急事態における対応の一つの在り方として採用されている基本的な考え方なのです。

コラム17：世界の憲法と「国防の義務」

世界のほとんどの国の憲法には、国民に対して「国防の義務」が明記されています。

中華人民共和国憲法第55条1項

「祖国を防衛し、侵略に抵抗することは中華人民共和国のすべての公民の神聖な義務である。」

大韓民国憲法第39条

「すべての国民は、法律の定めるところにより、国防の義務を負う」

ドイツ連邦共和国基本法第12条a

「男子に対しては、満18歳から軍隊、連邦国境警備隊、または民間防衛団における兵役を義務として課することができる」

各国の主な憲法改正手続きと戦後の改正回数

国名	主な改正手続き	戦後の改正回数
日本	各院の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票(過半数の賛成)	0回
米国	各院の2/3以上の賛成 ▶ 3/4以上の州議会の承認	6回
フランス	各院の過半数の賛成 ▶ 両院合同会議で3/5以上の賛成 (※ほかに国民投票を経る手続きもあり)	27回
ドイツ	連邦議会の2/3以上の賛成 ▶ 連邦参議院の2/3以上の賛成	60回
イタリア	各院の過半数の賛成 ▶ (3ヶ月以上経過後に)各院の2/3以上の賛成 (※ほかに国民投票を経る手続きもあり)	16回
カナダ	各院の過半数の賛成 ▶ 2/3以上の州議会の承認	19回
デンマーク	国会の過半数の賛成 ▶ 総選挙 ▶ 国会の過半数の賛成 ▶ 国民投票(投票総数の過半数かつ有権者総数の4割を超える賛成)	1回
韓国	国会の2/3以上の賛成 ▶ 国民投票(有権者の過半数の投票かつ投票総数の過半数の賛成)	9回

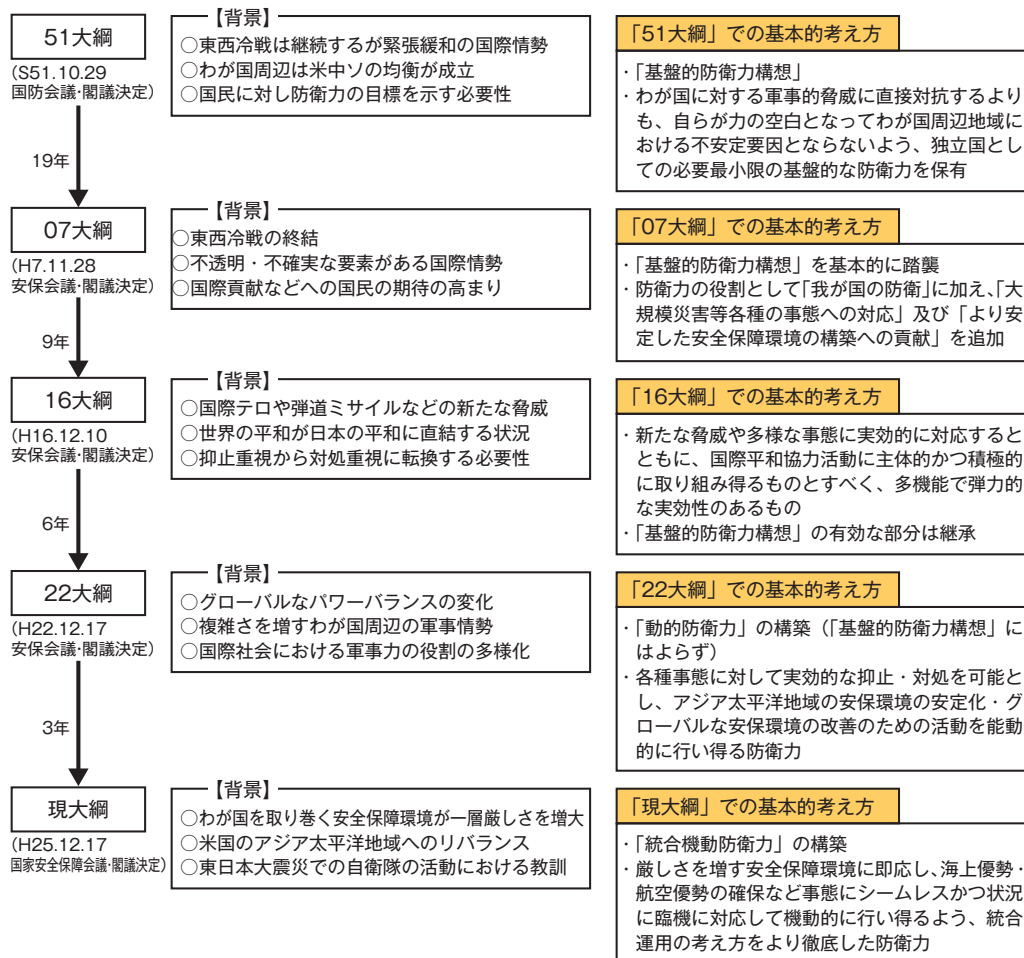
衆院法制局の資料などをもとに作成

おわりに

国連創設時に人類が目指した、集団安全保障によるユートピアは未だに実現されることなく、まずは、自分の国は自分で守るという原則に頼らざるを得ないのが国際社会の現実です。そして、グローバル化が進んだ現在では、一国のみで自国の平和と安全を守ることには限界があります。そのため、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配等といった普遍的価値を共有できる国々と力を合わせることが肝要です。これらの現実を見据え、変わる勇氣、変える決意を持って時代の変化に適合した憲法を掲げつつ、隙の無い備えをすることこそ、平和を守り国民を守ることにつながるのではないのでしょうか？

この小冊子が、全国防衛協会連合会会員の皆さまの憲法改正に関わる活発なご議論に資することができ、ひいては、国民的議論の醸成に繋がることを心より祈念いたします。

防衛力の役割の変化



別表：「日本国憲法と自衛隊の歴史」

年	月 日	憲法と世界情勢の変化	自衛隊の歴史
1945	S.20	7月26日 ポツダム宣言	
	8月 6日	広島原爆攻撃。9日長崎原爆攻撃	
	8月14日	終戦の詔勅	
	9月 2日	米國務長官『日本の精神的武装解除と教育改革に関する声明』	
	10月24日	国際連合発足	
	12月 6日	GHQ:「明治憲法の分析とその改正についての研究」。	
1946	S.21	11月 3日 日本国憲法公布	
1947	22	5月 3日 日本国憲法施行	
1950	25	6月25日 朝鮮戦争勃発	
			警察予備隊創設 (8/10)
1951	26	9月 6日 サンフランシスコ平和条約調印 日米安全保障条約調印	
1952	27		海上警備隊創設 (4/26)
			保安庁創設 (8/1)
			警察予備隊を保安隊に改組 (10/15)
1954	29	3月 8日 日米防衛相互援助協定(MDA協定)締結	防衛庁創設、保安隊を自衛隊に改組 (7/1)
1957	32	5月20日 「 国防の基本方針 」 閣議決定	
1978	53	11月27日 日米ガイドライン、日米安全保障協議委員会 (SCC) で了承 (冷戦時における日本に対する武力侵攻対処)	
1987	62		沖縄本島上空で初の警告射撃実施 (12/9)
1992	H.4	6月15日 PKO協力法成立	カンボジア国際平和協力業務 (4.9/11 ~ 5.10/31)
1996	8		ゴラン高原国際平和協力業務 (1/31 ~ 25.3/31)
1997	9	6月 日米ガイドラインの見直し (冷戦後の周辺事態対応等)	
1999	11	5月28日 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (周辺事態法) 制定	能登半島沖不審船に対し「海上警備行動」発令 (3/24) 警告射撃、爆弾の警告投下実施。
2001	13	11月 2日 テロ対策特別措置法成立	
2003	15	6月 6日 有事関連3法成立 (事態対処法、自衛隊法一部改正、安全保障会議法一部改正)	
		7月26日 イラク人道復興支援特措法成立	
2004	16	6月14日 有事関連7法成立 (米軍行動関連措置法、捕虜取扱い法、自衛隊法一部改正、国際人道法違反処罰法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、国民保護法)	国籍不明潜水艦先島領海侵入→「海上警備行動」発令 (11/10)
2007	19		防衛庁から防衛省へ移行 (1/9)
2011	23		南スーダン国際平和協力業務 (11/28 ~ H.29.5/31)
2013	25	12月17日 国防の基本方針に変わって、「 国家安全保障戦略 」閣議決定	
2014	26	7月 1日 限定的な 集団的自衛権行使を容認 する閣議決定	
2015	27	4月27日 日米ガイドラインの見直し (安全保障環境の変化や自衛隊の任務拡大への対応)	
		9月19日 平和安全法制整備法・国際平和支援法 (平和安全法制) 成立	
2016	28	11月15日 駆けつけ警護、宿営地の共同防護等の新任務付与閣議決定	防衛大臣、駆けつけ警護等の新任務付与 (11/18)

参考文献

1. 国立国会図書館『日本国憲法の誕生』。
<http://www.ndl.go.jp/constitutio/>
2. 『衆議院憲法審査会関係資料集』、平成28年版衆議院憲法審査会事務局。
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/h28_shiryosyu.pdf/\\$File/h28_shiryosyu.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/h28_shiryosyu.pdf/$File/h28_shiryosyu.pdf)
3. NHK NEWS WEB『みんなの憲法』
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kenpou70/>
4. データベース『世界と日本』代表：田中明彦、政策研究大学院大学、東京大学東洋文化研究所。
<http://worldjpn.grips.ac.jp/>
5. 「朝鮮戦争と警察予備隊」葛原和三、『防衛研究所紀要第8巻第3号』、2006年3月。
6. 「警察予備隊の発足」小出輝章、『同志社法学』、55巻2号。
7. 『日本が二度と立ち上がれないようにアメリカが占領期に行ったこと』高橋史朗、致知出版社、平成26年1月30日。
8. 『憲法改正の論点』西修、文春新書、2013年8月。
9. 『基礎からわかる憲法改正論争』読売新聞政治部、中央公論新社、2013年9月。
10. 『憲法の常識 常識の憲法』百地章、文春新書、2013年8月。
11. 『日本国憲法改正草案 Q&A増補版』自由民主党、平成27年2月。
12. 『憲法第9条（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認）について～自衛隊の海外派遣をめぐる憲法的諸問題に関する基礎的資料』衆憲資第33号、衆議院憲法調査会事務局、平成15年6月。
13. 『高校生にも読んでほしい。そうだったのか！日本国憲法100の論点』正論S P、産経新聞社、平成28年4月。
14. 図説『日本国憲法の誕生』西修、河出書房新社、2012年4月11日
15. 『一番よくわかる！憲法第9条』西修、海竜社、2015年4月8日
16. 『日本憲法100の論点』日本工業新聞社、2016年4月18日
17. 『日本の防衛法制（第2版）』田村重信、講談社、2016年9月1日

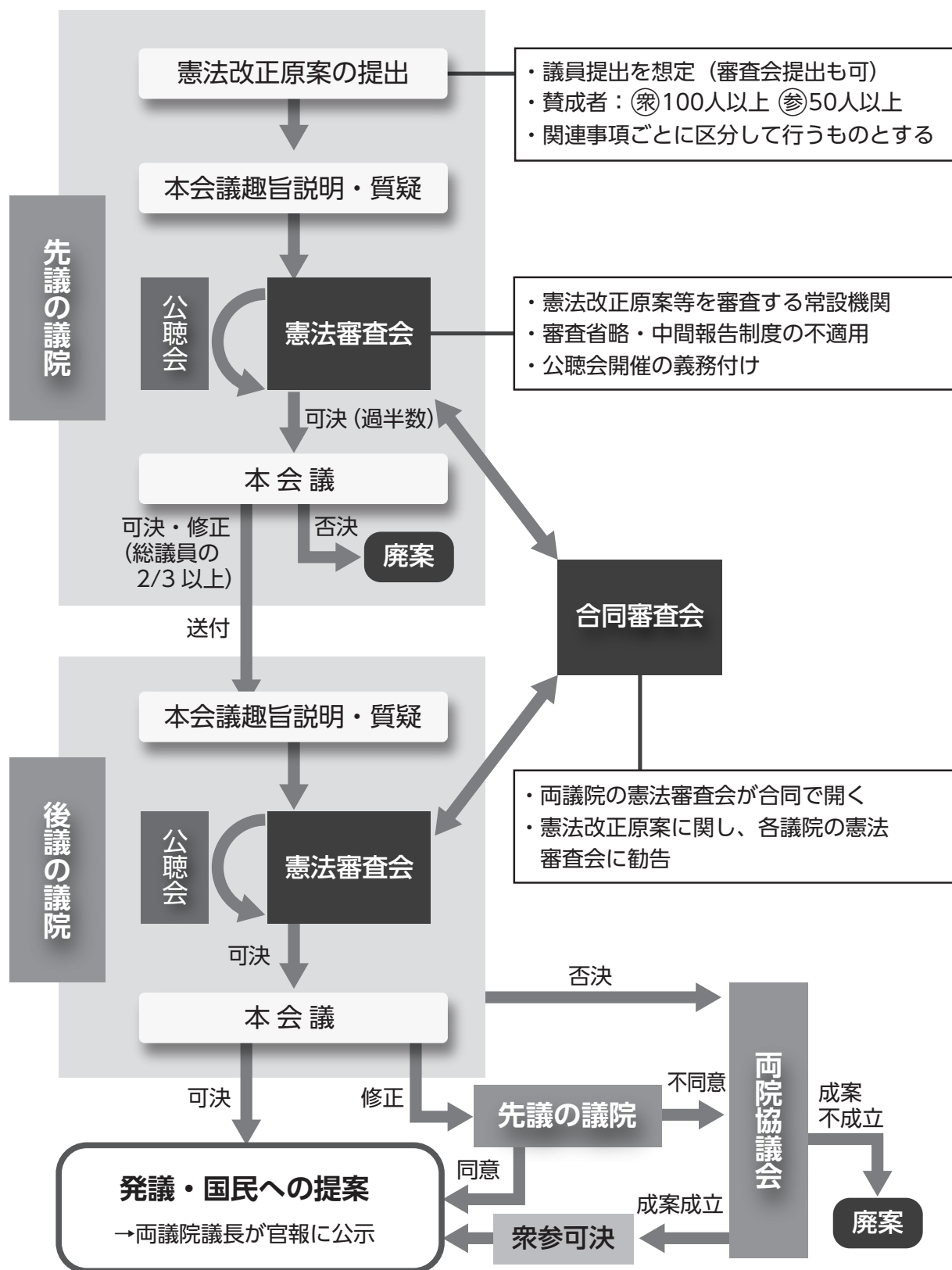
索引

- 1 昭和天皇による終戦の詔勅（玉音放送）中の一節。現代の言葉に替えれば「耐え忍ぶことが困難な（到底耐えられないような）ことも耐え抜いて、」といった意味となる。玉音放送は昭和20年8月15日正午にラジオ放送を通じて国民に伝えられた。スピーカーから発せられる「耐え難きを耐え、忍び難きを忍び」との言葉を、伏して傾聴している国民の姿が、映像として今も残っている。
「耐え難きを耐え、忍び難きを忍び」の文言は、次のくだりに含まれる。（文字使いは読みやすさを重視して適宜変更してある）「思うに、今後帝国の受くべき受難はもとより尋常にあらず、汝臣民の衷情も朕よくこれを知る、然れども朕は時運の赴くところ、耐え難きを耐え、忍び難きを忍び、もって万世のために太平を開かんと欲す」
- 2 『米英ソ中各政府の名における8月11日付アメリカ政府の日本国政府に対する回答』（1945.8.11）：「降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権は（中略）联合国最高司令官の制限の下に置かれる」。
- 3 『联合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達』（1945.9.6）：「1 天皇及び日本政府の国家統治の権限は、联合国最高司令官としての貴官に従属する。（中略）貴官の権限は最高である（中略）日本側からのいかなる異論をも受け付けない。日本の管理は、日本政府を通じて行われるが、（中略）必要があれば直接に行動する貴官の権利を妨げるものではない。貴官は、実力の行使を含む貴官が必要と認めるような措置を執ることによって、貴官の発した命令を強制することができる」。
- 4 『ハーグ陸戦条約』（1907）第43条
- 5 『「ボツダム」宣言受諾に関する8月10日付日本国政府申入』（20.8.10）：「帝国政府は（中略）右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するとの要求を包含していないという了解の下に受諾す」。『終戦の詔書』（20.8.14）。『東久邇宮首相声明』（20.8.28）。
- 6 『降伏後に於ける米国の初期の対日方針』（1945.9.6）：「米国の究極の目的は、日本国が再び米国の脅威、又は世界の平和及び安全の脅威にならないことを確実にすること。（中略）そのため、完全に武装解除され（略）。」。
- 7 1942年2月「戦後対外政策に関する諮問委員会」発足（委員長:国務長官。政治小委員会、領土小委員会など設置）。10月「国務省特別調査部極東班」日本戦後処理案の研究開始。
- 8 バーンズ米国務長官『日本の精神的武装解除と教育改革に関する声明』（1945.9.2）。米陸軍省『マッカーサーの日本の民主化と日本人再教育等』（1946.1.3）。
- 9 GHQ『言論及び自由に関する覚書（検閲開始）』（20.9.10）。『郵便検閲に関する覚書』（10.1）。『五大改革要求（婦人解放、労働組合助長、教育自由主義化、圧政的諸制度撤廃、経済民主化）』（10.11）。『教育制度の運営に関する覚書（軍国主義的・国家主義的教育の禁止等）』（10.22）。『「太平洋戦争史」：日本軍の残虐行為を強調した記事を各新聞に連載指示』（12.8）。『「真相はこうだ」：GHQが構成し、戦前・戦時中の政治家や軍の行いを再現し、NHKのラジオを利用して放送』（12.9）。『神道に対する政府の保証・支援・保全・監督及び弘布の廃止に関する覚書』（12.15）。修身、日本歴史及び地理停止に関する覚書（修身、国史、地理教育中止、教科書蒐集）』（12.31）。
- 10 『降伏後に於ける米国の初期の対日方針』（1945.9.6）。『降伏文書』（1945.9.2）
- 11 『戦時諸法令廃止指令』（9.29）。『自由の指令（治安維持法廃止、政治犯釈放、天皇批判の自由等）』（10.4）。
- 12 東京5紙（朝日、毎日、読売、東京、日本産業）に新聞事前検閲を開始（10.9）。
- 13 『東久邇宮首相、外国人記者団に発言』（20.9.18）：「憲法修正に関して、内政改革の時間的余裕はない」。『幣原首相、マッカーサーから五大改革要求時に「憲法の自由主義化」の示唆受け』（20.10.11）
- 14 GHQ『憲法調査には関知しない旨を発表』（20.11.1）。
- 15 『憲法草案要綱』（20.12.26）「天皇統治権否定、国民主権、天皇制存続、男女平等など現行憲法の基本原則を先取りするもの」。
- 16 日本社会党『憲法改正要綱』（21.2.23）「統治権の大半を議会に、一部を天皇に帰属。社会主義経済断行」。日本共産党『日本人民共和国憲法』（21.6.29）「天皇制廃止。共和制。社会主義の原則」。
- 17 GHQ、『日本の憲法についての準備的研究と提案のレポート』（20.12.6）「明治憲法の分析とその改正についての研究」。（21.1.7）、GHQに、米国内務・陸・海軍3省調整委員会が憲法改正推進を示唆。2.3『マッカーサー三原則：象徴天皇制、戦争放棄、封建制の廃止』指示。2.4、GHQ草案の起草作業開始。2.12までの9日間で作業終了。

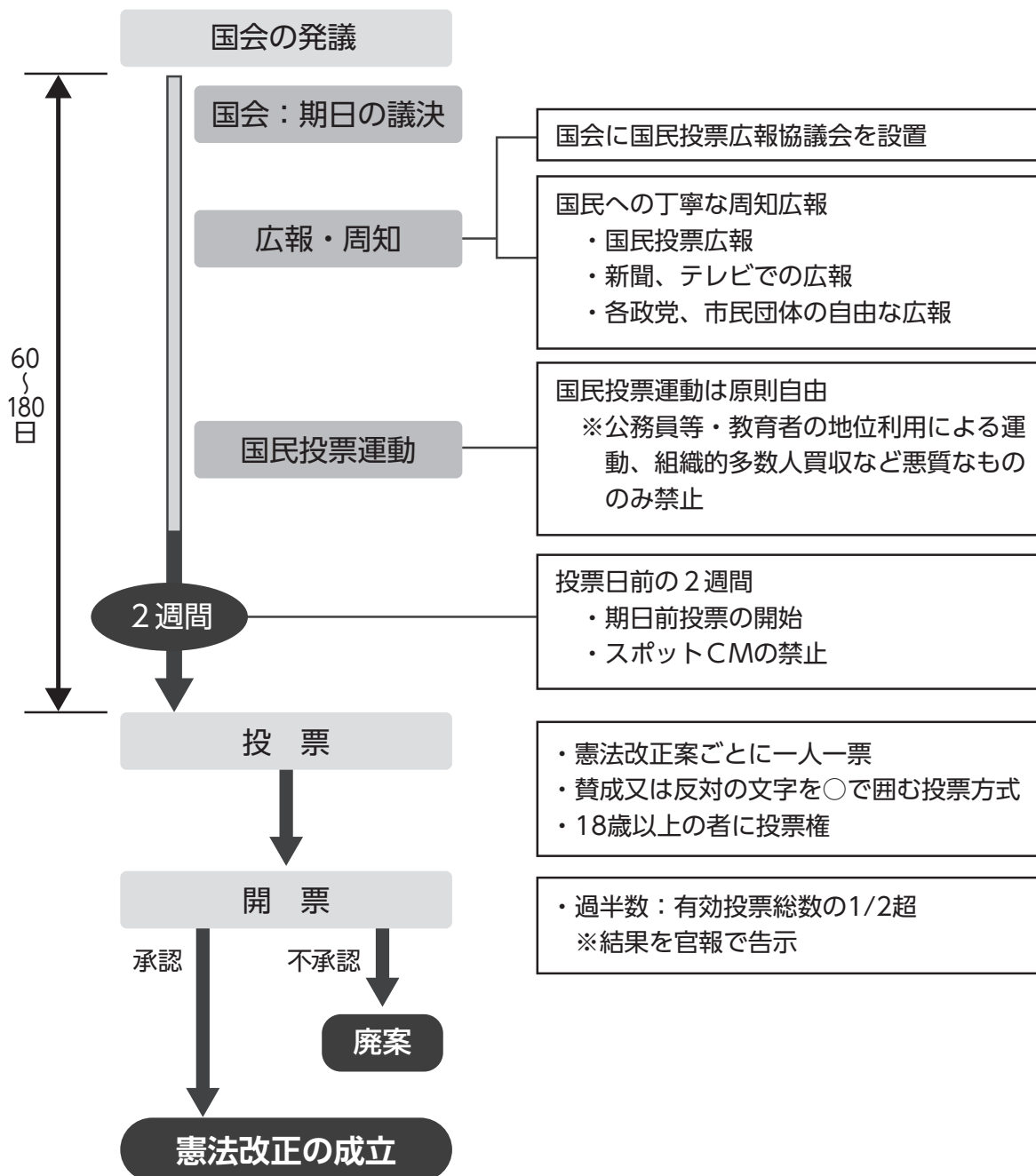
- 18 『新憲法採択の諸原則』(21.5.21)「審議のための十分な時間と機会」「明治憲法との法的持続性」「国民の自由意思の表明」。
- 19 『日本の新憲法についての基本原則』(21.5.13)「主権在民、普通選挙制度などの明文化」。
- 20 『文民条項要求』(21.9.25)「芦田修正により、自衛目的の軍隊の編成の可能性を指摘し、「文民条項」の規定を要求」。
- 21 『施行後1年を経て2年以内に新憲法を再検討』(21.10.17)を政策決定
- 22 『鉄のカーテン演説』(21.3.5)「バルト海のスウェーデンからアドリア海のトリエステにいたるまで鉄のカーテンが大陸を横切って降ろされている。その線の背後には中央ヨーロッパおよび東ヨーロッパの古い国々のすべての首都がある。こうしたすべての有名な都市とその周辺の住民はソ連の勢力範囲内にある」米国ミズーリ州フルトンのウェストミンスター大学で演説。
- 23 『トルーマン・ドクトリン』(22.3.12)「トルーマン大統領が上下両院合同会議で、共産主義による革命運動の鎮圧のための経済援助を呼びかけ、共産主義との対決を声明。冷戦開始の公式声明といわれる」。
- 24 『ロイヤル米陸軍長官演説』(23.1.6)「日本を反共の壁にすると対日占領政策転換を発表」。
- 25 『米国の対日政策に関する勧告』(23.10.7)「米国国家安全保障会議が、日本の防衛策として、沖縄の長期支配、横須賀海軍基地の拡張、日本の国内警察力の強化等。講和条件の非懲罰的な方針への変更、旧政財界人の公職復帰等、日本の政治的・経済的自立の促進のための政策を提言」。
- 26 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法〔第3版〕』(2002年)岩波書店 56 頁
- 27 前掲 岩波新書 59 頁
- 28 横田喜三郎『戦争の放棄』(1947年)国立書院 61-62 頁及び杉原泰雄『憲法—立憲主義の創造のために』(1990年)岩波書店 33 頁
- 29 芦部信喜『憲法Ⅰ 憲法総論』(1992年)有斐閣 284 頁、佐藤功『憲法(上)〔新版〕』(1983年)有斐閣134-135頁及び水島朝穂「第2章戦争の放棄」小林孝輔・芹沢斉編『別冊法学セミナー No.149 基本法コンメンタール憲法〔第4版〕』(1997年)日本評論社 47 頁
- 30 鵜飼信成『要説 憲法』(1984年)弘文堂 56 頁
- 31 筒井若水編集代表『国際法辞典』(1998年)有斐閣 176 頁
- 32 (衆・予算委 平 10.12.7) 大森内閣法制局長官
- 33 (衆・予算委 平 9.2.13) 大森内閣法制局長官
- 34 衆・内閣委 昭 36.4.13 林内閣法制局長官答弁
- 35 参・内閣委 昭 38.6.25 池田内閣総理大臣答弁
- 36 内閣衆質一九〇第二〇四号平成二十八年四月一日
衆議院議員鈴木貴子君提出内閣法制局長官による核兵器使用に係る発言に関する質問に対する答弁書
- 37 昭和53年3月4日付け「F-15の対地攻撃機能と空中給油装置について」 防衛庁
- 38 佐藤功『憲法(上)〔新版〕』(1983年)有斐閣 133 頁
- 39 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈日本国憲法 上巻』(1984年)青林書院 182 頁及び水島朝穂「第2章戦争の放棄」小林孝輔・芹沢斉編『別冊法学セミナー No.149 基本法コンメンタール憲法〔第4版〕』(1997年)日本評論社 46 頁
- 40 「日本人と憲法2017」調査 単純集計結果 (PDF)
www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20170509_1.pdf

憲法改正国民投票法における手続の概要

1 憲法改正への発議までの流れ



2 憲法改正国民投票の流れ



衆議院ホームページ掲載の
「衆議院憲法審査会関係資料集」をもとに作成



全国防衛協会連合会

All Japan Defense Association

会 員 募 集

全国防衛協会連合会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的として活動する民間組織で、趣旨に賛同する会員・特別会員により支えられています。
日本の平和と独立を守るため、皆様のご加入を心よりお待ちしております。

特別会員年会費 個人 1万円
 法人 5万円

細部は事務局までお問い合わせください。
電話番号 (03 - 5579 - 8348)

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番地

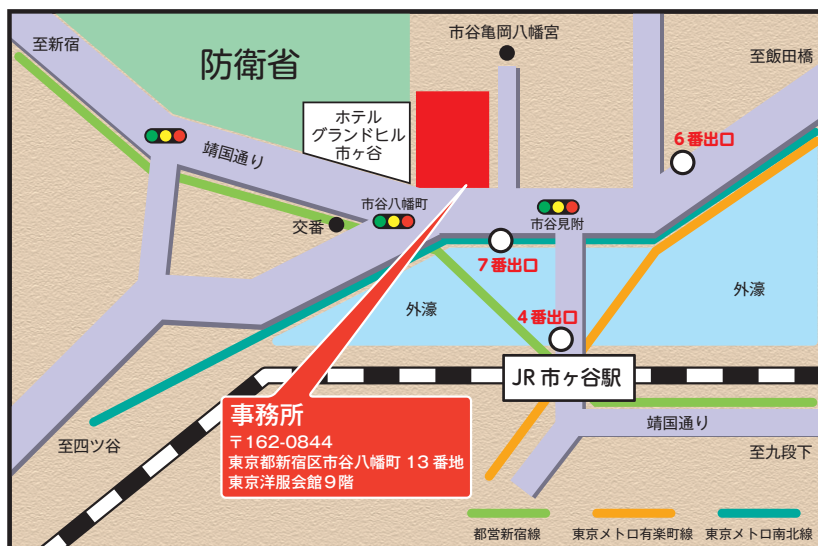
東京洋服会館9階

電話：03-5579-8348

FAX：03-5579-8349

Mail：jim@ajda.jp

HP：http://www.ajda.jp



●JR 総武線・都営新宿線・東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩3分

編集発行：全国防衛協会連合会

発行 平成30年4月1日
(非売品)